

海外経済要録

米州諸国

◇米国連邦準備制度、英蘭銀行とのスワップ極度額を増額

米国連邦準備制度は3月26日、英蘭銀行とのスワップ取決め極度額を1,000百万ドル増額し総額3,000百万ドルとする旨発表した。この結果、主要中央銀行14行および国際決済銀行とのスワップ取決め額は総額19,980百万ドルとなった。

米国連邦準備制度のスワップ取決め額

(単位・百万ドル)

	取 決 め 額
オーストリア国民銀行	250
ベルギー国民銀行	1,000
カナダ銀行	2,000
デンマーク国民銀行	250
英 蘭 銀 行	3,000
フ ラ ン ス 銀 行	2,000
ドイツ・ブンデスバンク	2,000
イ タ リ ア 銀 行	3,000
日 本 銀 行	2,000
メ キ シ コ 銀 行	180
オ ラ ン ダ 銀 行	500
ノ ル ウ ェ ー 銀 行	250
ス ウ ェ ー デ ン 銀 行	300
ス イ ス 国 民 銀 行	1,400
国 際 決 済 銀 行 (うち ス イ ス・フ ラ ン 分)	1,850 (600)
総 額	19,980

欧州諸国

◇EC、1974/75 農業年度の農産物価格を決定

EC閣僚(農相)理事会は3月21～23日開催の会議において、1974/75 農業年度の農産物価格を前年度比平均9%引き上げること合意した。

本問題は、1月16日にEC委員会が原案(前年度比平均7%引上げ)を提出して以来討議が重ねられてきたが、たまたま英国をはじめ加盟各国において政治情勢が流動的であったこともあって、決定が遅れていたものである。

上記会議においては、EC農業政策に対して不満が強い英国の去就が注目されたが、結局英国に対し加盟条約第63条(注) 援用による過渡的措置を講ずること合意をみ、紛糾は回避された。

(注) 特定産品について共通農業政策の適用が著しく困難な場合には、1975年1月31日まで過渡的にその適用除外が認められる。

英国に対する過渡的措置の概要は次のとおり。

- (1) 牛 肉…価格を前年度比+6.3%に抑制(75年1月31日まで)
- (2) バ タ ー…バター消費100kg当り17u.c.の追加的補助金交付を認可(75年1月31日まで)
- (3) 豚 肉…生産者に対する補助金交付を認可(74年7月31日まで)

主要品目の価格改訂状況

品 目	実 施 日 (新年度開始日)	価 格 改 訂 (前年度比・%、カッコ内 はEC委員会当初案)
硬 質 小 麦	1974. 8. 1	+15.0 (+ 8.0)
軟 質 小 麦	〃	+ 6.0 (+ 2.0)
大 麦	〃	+ 5.0 (+ 4.0)
ラ イ ・ 麦	〃	+ 6.0 (+ 4.0)
米	9. 1	+ 6.0 (+ 4.0)
て ん さ い	7. 1	+ 5.5 (+ 3.0)
野 菜・果 実 (なし、りんごを除く)	—	+10.0 (+ 6.0)
ぶ ど う 酒	12. 16	+11.0 (+ 6.0)
バ タ ー	3. 4	0 (△ 6.6)
脱 脂 粉 乳	〃	+19.7 (+14.5)
牛 肉	〃	+12.0 (+10.0)
豚 肉	11. 1	+ 8.0 (+ 8.0)
絹	5. 1	+ 2.0 (+ 2.0)

◇英国政府、1974年度予算案を発表

英国政府は3月26日、1974年度(1974年4月～1975年3月)予算の政府原案を発表した。その概要次のとおり(なお今次予算案のねらい、背景等については「国別動向」を参照)。

(1) 規模・収支じり

歳出の伸びは前年度(当初予算)比+19.1%と前年度(+12.2%)をかなり上回る。しかし歳入面における増税措置等の実施によって収支じりは10億ポンドの黒字へ転換(前年度12億ポンドの赤字)、また公共部門全体の借入れ所要額も27億ポンドと前年度(44億ポンド)比大幅縮小している(注)。

(注) ヒーリー蔵相は予算演説で、本予算を「警戒的中立予算(broadly neutral with a bias, if any, on the side of caution)」と説明。

(2) 歳出面の措置

イ. 社会福祉関係支出の増大

- (イ) 老齢年金、失業保険等の引上げ(支出増8億ポンド)。
- (ロ) 食品(パン、バター、ミルク等)の値上がり抑制のための補助金の支給(総額5億ポンド、小売物価上昇抑制効果約1.5%期待)。
- (ハ) 公共住宅の供給増大
公共住宅建設計画の拡大および民間業者の建築にかかる未売却住宅(約3万戸)の緊急買上げ(負担増、平年度2億ポンド)。

ロ. 公共支出および国防費の削減

- (イ) Concorde 計画にかかる追加支出の停止。
- (ロ) Maplin 新空港建設に関する新規支出の停止。
- (ハ) NATO地域ないし東南アジア諸国英駐留軍縮小を中心とする本年度防衛費支出の再削減(50百万ポンド、昨年12月の補正予算でのカット分を加え本年度の総削減額228百万ポンド)。

(3) 歳入面の措置

イ. 増税措置

- (イ) 法人税……税率の40%から52%への引上げ等。
- (ロ) 所得税……税率を各所得層について現行比おおむね3%引き上げ(従来課税対象所得5,000ポンドまで一律30%、それを超える場合は40%から最高75%まで累進。改正後は4,500ポンドまで33%、それを超える場合38%から最高83%まで累進)、その一方基礎控除および扶養控除を引上げ(妻および子2人の場合年間170ポンド引上げ)。
- (ハ) 消費税、物品税等……酒類(今回はビールをも含む)、たばこにかかる消費税および賭博税を引上げ。
- (ニ) 付加価値税……10%の現行税率は据え置くが、これまで対象外となっていた菓子、ソフトドリンク、アイスクリーム等、および自動車用燃料にも適用。

ロ. 社会保障関係国民負担分の引上げ

- (イ) 人頭割負担分の引上げ(雇用者負担分週当り44ペンス引上げ、被用者負担分は9ペンス引上げ)。
- (ロ) 所得割負担の対象となる週当り所得限度を54ポンドから62ポンドへ引き上げる一方、料率を5%から5.5%へ引上げ。
- ハ. 公共料金の引上げ
電気30%、国鉄12.5%(旅客運賃)・15%(貨物運賃)、電話・電報15~20%、郵便物0.5ないし1ペンス引上げ。

(4) 国際収支面の対策

- イ. 外貨準備補強のため、政府が clearing banks を通じ25億ドル、期間10年の外貨を借り入れ、同時に英蘭銀行とニューヨーク連銀との間のスワップ取決め極度額を20億ドルから30億ドルに増額。
- ロ. 対外直接投資および証券投資に関する為替管理の強化(これにより200百万ポンドの外貨流出抑制を期待、別項参照)。

(5) 貯蓄国債の条件改訂等

- イ. 国民貯蓄証券(4年割引債)および英国貯蓄債券(5年利付債)の利回り(課税前)をそれぞれ11.32%(現行8.57%)、10.26%(割増金込みの平均利回り、現行9.26%)へ引上げ。
- ロ. 割増貯蓄債券の割増金(利子相当分で抽選賞金として支払)を5.5%へ引き上げる(現行比5%増、これにより月当り賞金額は50万ポンド増加)とともに月次抽選分1等賞金を7.5万ポンドへ5割増額。
- ハ. 給与天引き貯蓄措置(save as you earn scheme…雇用者が貯蓄銀行、郵便局を通じ一括預入)の非課税ボーナスを増加させることにより、利回り(課税前のベース)を5年もの、7年もの、それぞれ11.9%(現行10.4%)、12.59%(同11.04%)へ引上げ。

英国の公共部門対民間資金需要(△供給)見通し

(単位・百万ポンド)

英国の1974年度予算
(単位・百万ポンド)

	1973年度		1974年度 予算(C)	増減率	
	当初 予算(A)	実績 見込(B)		(C)/(A)	(C)/(B)
歳入	17,451	18,050	23,188	32.9	28.5
うち 租税	16,754	17,250	22,277	33.0	29.1
歳出	18,648	19,769	22,203	19.1	12.3
収支じり	△ 1,197	△ 1,719	985	—	—

	1973年度		1974年度 予算
	当初予算	実績見込	
中央政府	3,996	2,423	1,525
地方公共団体	665	1,123	771
公営企業	△ 238	730	437
合計(政府借入れ所要額)	4,423	4,276	2,733

(注) 中央政府は、統合基金、国家貸付基金、国民保険基金、北アイルランド政府等の合計。

◇英国、対外直接投資等に関する為替管理を強化

ヒーリー蔵相は3月26日の予算演説において、次のような為替管理の強化を27日付けで実施する旨を発表した。

- (1) ECおよび旧指定地域(Overseas Sterling Area)(注1)に対する直接投資は、従来公定為替市場での外貨調達に認められていた(ただしEC向けは、年間1件当たり1百万ポンド相当額を限度。47年4月号「要録」参照)が、今後は一般の非指定地域(注2)(ECを除く)に対すると同様、原則として借入れ外貨または投資通貨(investment currency)によってファイナンスされるものとする(注3)。

(注1) 47年6月ポンド・フロートに伴う為替管理法の改正で指定地域(scheduled territories、管理法上原則として居住者扱い)から除外された豪州、ニュージーランド、香港等スターリング諸国をいう。なお現在の指定地域は、英国、海峽諸島、マン島、アイルランド共和国およびジブラルタル(47年7月号「要録」参照)。

(注2) 上記(注1)の指定地域、旧指定地域以外の地域をいう。

(注3) 投資額が巨額であり、かつ先行き18ヵ月以内に原投資額に相当する外貨流入をもたらし、その後もそれが継続すると見込まれる(いわゆる“super criterion”)場合には公定為替市場での外貨調達に認められる。ただし、公定為替市場での外貨調達は、25万ポンドないし要調達の50%のいずれか大きい方を限度とする。

- (2) 一般の非指定地域に対する直接投資元本の回収代金は、今後ECあるいは旧指定地域からの回収代金と同様、公定為替市場で売却することを要する(注)。

(注) 従来は回収代金の25%相当額についてのみ公定為替市場での売却を義務付け。

- (3) 直接投資収益(税引き後)の3分の2以上の回収を義務付ける規制は、今後非スターリング地域(ECおよび一般の非指定地域)に対すると同様、旧指定地域に対する投資についても適用される。

- (4) 従来、非スターリング地域通貨建対外証券投資にかかる証券売却代金または償還代金の25%相当額については、公定為替市場での売却を義務付けていたが、今後は旧指定地域通貨建証券についても同様規制を適用する(注)。

(注) 旧指定地域通貨建証券は、72年6月の為替管理法改正に伴い、外貨証券とみなされることとなったが、上記25%規制の対象外とされていた。

◇英国、家賃凍結令を発動

英国政府は3月8日、選挙公約である家賃凍結措置を発表、即日実施した。その概要次のとおり。

- (1) 公営、民間を問わず家賃を年内凍結する。ただし、新規ないし過去1年間賃貸していなかった住宅については本措置の適用対象から除外し、また家具等付帯設備増設など居住環境改善の場合には、所要経費の範囲内で家賃引上げを認める。

(2) 違反者に対しては、即決裁判により最高400ポンドの罰金(ただし起訴された場合は金額限度を定めず)を課す。また家主が賃借人を立ちのかせるためいやがらせをした場合は、最高400ポンドの罰金ないしは6ヵ月以内の禁固またはその双方(ただし起訴された場合は、金額限度を定めないほか、禁固も2年以内に延長)を課す。

◇英国、食料品卸・小売業者のマージン圧縮措置を実施

1. 英国物価委員会は3月22日、食料品価格の安定を図るため、所得政策「第三段階」の物価・賃金準則(注1)に基づき次のとおり大手食料品小売業者(注2)のマージン圧縮を決定、さらに28日、食料品卸売業者に対しても同措置を適用する旨決定した(実施はいずれも4月1日)。

- (1) 現在の粗利益率の10%カット。
(2) ただし上記(1)の結果、売上高純利益率が1.5%より低くなる場合には、粗利益カット率の10%以下への軽減を認める。

(注1) 「物価委員会は、卸・小売業者の商品コストがかなり上昇している場合には、現行粗利益率の維持が純利益マージン幅を不釣り合いに増大させていないか検討し、必要ならば、卸・小売業界の代表と協議のうえ粗利益率の引下げを通告することができる」(物価・賃金準則第80項)。

(注2) 年間売上高25万ポンド超の約500社を対象。

2. 政府筋では、本措置により食料品価格指数の1%ポイント程度の引下げ効果を期待している。しかし、本措置が卸・小売業界の強い反対を押し切って打ち出されただけに、どこまで実効をあげうるか疑問との声も聞かれる。

◇ブンデスバンク、特別ロンバード貸付と手形買オペを再開

ブンデスバンクは3月13日、特別ロンバード貸付(適用金利13%)および手形買オペ(期間10日、適用金利11.5%)を再開することを決定した(14日から実施)。

本措置は納税期を迎え、税揚げに伴う大幅な資金不足発生に対処してとられたものであり、従来の引締め政策堅持の方針に変わりはないとみられる。

(注) 特別ロンバード貸付(Sonderlombardkredit)はさる1月11日、手形買オペは昨年12月14日限りで、それぞれ新規貸付、買入れが停止されていた。

◇西ドイツ政府、改訂年次経済報告を発表

西ドイツ政府は、2月上旬に閣議決定をみた1974年年度年次経済報告(49年3月号「要録」参照)について、公共関係労組の大幅賃上げ決定や石油価格の高騰などその後の

情勢変化を織り込んで改訂、3月29日フリーデリクス経済相による国会説明が行われた。本報告の要旨次のとおり。

(1) 政府は物価安定と雇用確保のいずれにも片寄ることなく、その同時達成を目標とする基本方針をもって本年も臨むつもりであるが、最近の石油供給の安定、企業マインドの好転などによる経済情勢の落ち着きもあるので、本年の実質経済成長率+2%(改訂前、0~+2%)、消費者物価上昇率+8.5~9.5%(同、+8~9%)、失業率2.5~3%(同、2%)を達成することは十分可能とみている。一けた台の物価上昇率は豊作等の条件を前提としたもので、かなり思い切った見通しではあるが、けっして実現性のないものとはみていない。

(2) 政府は上記目標達成のため、現在予定されている以上の財政支出の拡大は避け、財政借入れについても、これが流動性拡大をもたらすことのないよう留意するとともに、税金についても景気中立的とし増税も減税も行うつもりはない(なお、景気安定付加税の徴収は当初予定どおり、本年6月末で打ち切る方針)。

金融面では、ブンデスバンクは、引き続き現行引締め路線を堅持する必要がある、実際のところ、インフレ抑制には現行高金利政策の継続よりほかに有効な手はないといってもさしつかえあるまい。

(3) 今のところ世界的な depression の兆しはみられず、むしろ世界的な流動性と需要の拡大からインフレが加速されており、これが西ドイツの物価にも大きな影響を与えるおそれが強い現状から、インフレ抑制が至上命令であることはもちろんであるが、現在の景気情勢からみて、価格凍結はもちろんのこと価格統制や賃金の指数スライド制(Indexierung)を導入する必要は認められず、またこれらの統制は全体主義の危険を内包していることなどからみて、非常に問題である。

◇西ドイツ政府、10%物中中期国債を発行

西ドイツ政府は、3月4日締切りで10%物中中期国債(Schatzanweisungen<Kassenobligationen>)を入札発行した。本国債の発行条件等次のとおり。

表面金利 10%

期 間 3年(1974年3月1日~1977年3月1日)
または4年(1974年3月1日~1978年3月1日)

発行価格 (最低入札価格と同水準)

3年もの 98.80(応募者利回り10.48%)

4年もの 98.20(" 10.58%)

募集締切り日 3月4日(割当て日同5日、払込み日

同6日)

発行額 3年もの 107,595千マルク
4年もの 145,025千マルク

◇フランス、インフレ抑制策を強化

フランス政府は3月20日、インフレ抑制強化のため概要次のような措置を発表した。

(1) 財政政策

イ. 個人所得税の第2回納税期(5月15日)の納税率につき、年間納税額が2千フラン以上10千フラン未満の場合は33%を43%に、10千フラン以上の場合33%を50%にそれぞれ引上げ。

ロ. 法人税の第2回納税期(6月15日)の納税率について25%を30%に引上げ。

ハ. 付加価値税率引下げの権限を政府に付与するよう議会に対し提案。

(2) 個別物価対策

イ. 価格契約制度(従来の制度は3月末で期限切れ)を次のとおり手直しのうえ6ヵ月間期限延長。

(イ) 工業品価格

従来の平均価格引上げ率の規制(年間3.0~4.2%)を廃止し、一次産品価格の上昇によるコスト増を弾力的に認める一方、賃金等それ以外の事情によるコスト上昇には厳しい枠を設ける。

(ロ) 商業マージン

工業品、食料品の輸入業者、卸・小売業者に対する従来のマージン率を2%方引き下げる。

ロ. 公共料金の引上げ抑制

国鉄運賃(4月1日以降7.5%引上げ)を除き、郵便料金、パリ地区交通料金等その他の公共料金は据え置く。

なお、金融政策面では、従来の金融引締め基調を維持する一方、貸出準備率の高率適用にかかわる基準貸出増加率(いずれも対前年同月比)を74年3月末11%から4月末12%、5月末および6月末13%に引き上げることとした。

◇フランス、エネルギー対策を発表

1. フランス政府は3月6日、エネルギー消費の節約とエネルギー源の多様化をねらった概要次のようなエネルギー対策を発表した。

(1) 1974年および75年のエネルギー消費量を73年の水準に抑え、さらにその後のエネルギー消費量の増加率を年率3%(これまででは5%)にとどめるため次のような規制を行う。

イ. 立法措置を講じ、室内暖房の温度を20度以下、暖房期間を10月15日から4月15日までと定める。

ロ. 新規建築物に対しては断熱材の使用を法的に義務づけるとともに、既存の建築物に対してもこれを奨励する。

ハ. 航空、自動車から鉄道への輸送手段転換を図るため、フランス国有鉄道の路線再編成、近代化を促進し、同時に都市交通網の整備を図る(地下鉄車両の増強、バス専用路線の拡大、郊外住宅地でのミニバス採用など)。ただし高速道路の速度制限はこれまでの120kmから140kmに緩和する。

(2) エネルギー源の多様化を図ると同時に、エネルギーの対外依存度を引き下げるため次の措置を講ずる。

イ. フランス電力会社に対し、政府出資金を増額(本年5億フラン)、あわせて料金引上げ(4月1日から14.5%)、債券発行による増収を認め、これを財源として1980年までに合計40~50ヵ所の原子力発電所を建設させる(これにより電力供給量に占める原子力発電の割合を現行の9%から1980年には25%に引き上げる。さらに長期的には1985年50%、2000年には85%にまで高める構想)。

ロ. 天然ガスの利用を促進し、ソ連およびアルジェリアからの天然ガス輸入を増加する一方、国内炭の生産を最大限まで拡大する。

ハ. 石油については今後10年間消費量の増大を避ける。

2. 今次措置は、経済活動を停滞させることなく、エネルギー消費の節約、エネルギーに占める石油比率の削減をねらったものである。このため節約にあたっては、暖房温度の引下げ等民生用に重点が置かれる一方、速度制限強化により打撃を受けている自動車産業の回復を図るため同制限を緩和するなど、産業面に対する配慮がなされている点に特色がある。

◇フランス、輸出振興対策を決定

1. フランス大蔵省は3月23日、輸出リスク補償の拡充を中心とした概要次のような輸出振興対策を決定した。

(1) 輸出市場の新規開拓

新規に開拓すべき輸出市場を、①人口稠密な産油国(インドネシア、ナイジェリア、ベネズエラ、イラク)、②石油以外の一次産品産出国、③資源豊富な先進国(カナダ)および④東欧諸国に分類し、さしあたり本年は①に属する諸国向け輸出の拡大に努める。

(2) 輸出リスク補償の拡充等

イ. フランス輸出信用保険会社(COFACE)の行う輸

出リスク補償対象範囲の拡大(ザイール、ナイジェリア、メキシコ等向け輸出を対象に加える)。

ロ. 対外直接投資にかかわる政府の利子補給(年利3%)対象企業の範囲拡大(年商500万フラン以下から同100万フラン以下へ)。

ハ. 特定国向け直接投資に関する準備金引当限度枠(課税対象外)の引上げ(投資額の1/3から1/2へ)。

ニ. 対外再投資に対するリスク補償限度枠の引上げ(75%から80%へ)。

(3) 輸出信用ないし輸出保証業務の簡素化、迅速化および政府部内関連スタッフの増員。

2. 本措置は、石油価格の上昇により本年の貿易収支が大幅赤字(180億フラン)を見込まれることから、輸出促進により75年中に赤字幅を半減させ、さらに76年には収支均衡させることをねらって採られたものである。

なお、輸出振興策としては、このほか3月7日に、機械設備等の輸出にかかる輸出前貸金融および海外輸入業者に対する信用供与につき貸出準備率制度の対象貸出からはずすことが決定されている。

◇フランス、イタリア、二重為替市場制度を廃止

1. フランス政府は3月21日から二重為替市場制度を廃止し(3月20日発表)、為替市場は公定市場に一本化された。

フランスの二重為替市場制度は、1971年8月に短資流入抑制をねらって導入されたが、最近では、石油問題を契機として大幅な経常収支赤字と巨額の資本取入れの必要が予想される状況となり、制度存続の理由がなくなっていたもので、3月20日に至って公定市場、自由市場のフラン対ドル相場がまったく同一水準(クローズング、1ドル=4.8050フラン)に並んだ機会をとらえて廃止が決定された。

2. 一方、イタリア政府も3月21日、同制度(1973年1月以降実施)を22日から廃止する旨発表した。

◇イタリア、新内閣成立

イタリアでは、経済政策上の閣内対立からラマルファ蔵相(共和党)が辞任したことをきっかけとして、3月2日にルモール内閣が総辞職したが、3月14日に至って第5次ルモール内閣が成立した。新内閣はキリスト教民主党、社会党、社会民主党の3党からなる中道左派連立政権であり、以上3党とともに前内閣を構成していた共和党は閣外協力にとどまることとなった。閣僚の配分は、キリスト教民主党16、社会党6、社会民主党4となっている。主要閣僚は次のとおり。

首相 マリアーノ・ルモール(キリスト教民主党)
 外相 アルド・モロ(キリスト教民主党)
 内相 パオロ・エミリオ・タビアーニ(キリスト教民主党)
 法相 マリオ・ザガリ(社会党)
 予算相 アントニオ・ジオリッティ(社会党)
 経済相 マリオ・タナッシ(社会民主党)
 蔵相 エミリオ・コロombo(キリスト教民主党)

◇イタリア、公定歩合を引上げ

1. イタリア銀行は3月18日、公定歩合を次のとおり引き上げ、20日から実施することを決定した(カッコ内は旧レート)。

割引

商業手形 9.0%、ただし高率適用(注)の時は12.0%(6.5%、同9.5%)

食糧備蓄機関手形 3.5%(3.5%)

貸付

通常貸付 9.0%(6.5%)

債券担保特別短期貸付

9.0%、ただし高率適用(注)の時は最高12.0%(6.5%、同9.5%)

(注) 商業手形割引の高率金利の適用方法は従来どおりとし、当該再割引実施直前の半期(1～6月または7～12月)の商業手形再割引額の平均残高が、支払準備積立所要額の5%を超える銀行に対して適用。

債権担保特別短期貸付の高率金利の適用方法(73年12月31日以降変更)は、最初の貸出から次の貸出までの期間に応じて罰則金利を加算する。最初の貸出を行った後90日以内は2回目の貸出を行った場合は3%高、91～120日以内は2%高、121～150日以内は1%高の金利を適用する(151日以上経過した場合は罰則金利を加算しない)。

2. 今次引上げは、景気上昇に伴う資金需要増大や国際的高金利から市中金利が上昇傾向にあったため、他の欧州諸国の公定歩合水準にさや寄せすることによって金利体系の是正を図ったものであり、これによってインフレ抑制に資すると同時に、石油価格上昇に伴って増大する国際収支赤字をファイナンスするための外貨借入れを容易にすることをもねらった措置とみられる。

◇イタリア、銀行券の流出規制を実施

イタリア為替局は、イタリア銀行券の国外への持出しおよび国外からの持込みに関し、居住者、非居住者とも1人につき2万リラ以内に制限する規制を3月8日から実施した。本措置は、最近、国外へ持ち出され欧州各地のブラック・マーケットで取引されたイタリア銀行券がイタリア国内に持ち込まれて外貨に転換され、結果的に

資本流出が起こるという事態が顕著となっているため、リラ防衛の見地から採られたものである。

◇オランダ、スタグフレーション対策を発表

1. オランダ政府は3月20日、インフレ抑制に引き続き注力する一方、経済実体面の停滞の様相に対処するため、概要次のような諸措置を発表した。

(1) 景気浮揚策

次の財政措置を通じ総額約20億ギルダーの需要を喚起。

イ. 低所得者層を中心とする所得税の減税

750百万ギルダー、7月1日実施。

ロ. 設備投資促進のための減税措置

560百万ギルダー。新規設備投資を実施した場合、2年間にわたり法人税の5～8%軽減を意図。

ハ. 公共支出の拡大

中央政府515百万ギルダー、地方公共団体85百万ギルダー。

(2) 賃金抑制措置

賃金・価格統制等特別権限法に基づき、4月以降の賃金引上げにつき次の法的規制を導入。

イ. 全労働者の一律賃上げ額は月当り15ギルダー(労働者可処分所得の $\frac{1}{4}$ ～1%)にとどめる。

ロ. 上記イ.のほか、物価上昇分を補償するための賃上げを認めるが、そのアップ率は3%に抑える(ただし年収15千ギルダー以下の労働者に対しては、450ギルダー<月当り37.5ギルダー>の引上げを保証)。

2. 最近のオランダ経済は、アラブ産油国の石油禁輸措置の影響もあって、物価の騰勢が強まる(本年1～2月の消費者物価前年比上昇率8.2%)一方、企業の設備投資意欲が減退、また失業率もオランダとしては高水準(3%)となるなど、スタグフレーションの様相を深めている。なお、上記景気浮揚措置により本年の経済成長率は当初の1.5～2.0%から2.5%程度へアップが見込まれているが、一方総額20億ギルダーにもものぼる需要喚起措置が物価面に悪影響を与えることは否定できず、今後のオランダ当局の経済運営が注目される。

◇オランダ、貸出の高率適用レートを引下げ

オランダ銀行は2月27日、金融市場の緩和傾向にかんがみ、翌期(4月1日～6月19日)における貸出の高率適用レート(注)を従来の2%から1%に引き下げる旨発表した。

(注) 各市中銀行に対する貸出が一定の限度額(全行計725百万ギルダー-)を超えた場合、公定歩合(現行8.0%)に上乘せられるレート。

◇スウェーデン、公定歩合を引上げ

スウェーデン中央銀行は4月2日、公定歩合を1%引き上げ6%とし、3日から実施することを決定した。今次引上げは、最近のマルク強調下、スウェーデン・クローネが共同フロート通貨の下限に落ち込んでいることから、短資の流出傾向を是正することをねらってとられた措置とみられる。

◇ノルウェー、公定歩合を引上げ

ノルウェー中央銀行は3月29日、公定歩合を1%引き上げ5.5%とし、翌30日から実施する旨発表した。公定歩合の変更は前回引上げ(69年9月、3.5→4.5%)以来4年半ぶりのことである。今次引上げは昨秋のクローネ切上げ後も続いている著しい物価上昇を抑制することを主眼としたものとみられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、外国人投資最低限度額の引上げ等を発表

韓国経済企画院は2月5日、外国人投資誘致政策の一部手直しを発表、同7日から実施した。その概要、次のとおり。

- (1) 小口投資の規制……小口投資による問題企業の発生を防止するため、1件当りの外国人投資最低限度額を、電子工業は10万ドル、その他の業種は20万ドルにそれぞれ引き上げる(従来は一律5万ドル)。
- (2) 業種による選別の強化……外国人投資事業につき、新たに適格事業および不適格事業(注1)の区分を設け、前者は積極的に誘致するが、後者は禁止または制限する。
- (3) 投資受入れ先の多角化……投資受入れ先の日本偏重(注2)を是正するため、欧米諸国からの対韓調査団誘致等により同諸国からの投資を促進する。

なお、合弁比率50:50の原則は従来どおりとするが、とくに電子工業については、積極的誘致のため、外国資本100%の投資も許容する方針。

(注1) 適格事業とは、①多額の資本や高度の技術を要するため、当分の間、国内資本では建設できない産業(大規模装置産業等)、②国内企業が十分な国際競争力を備えていない輸出産業、③国内資源の開発、利用に寄与する事業、をいう。不適格事業とは、①輸入原材料・中間原材料への依存度が高く、その国内需給にひっ迫をもたらすもの、②海外市場で国内の既存輸出産業と競合するもの、③国内既存企業への資金援助を目的とするもの、④土地利用による収益を目的とするもの、を指す。

(注2) 73年末の外国人投資累計額650万ドルのうち日本からの投資は67.2%、また同年中の外国人投資額は大部分が日本からの受入れ分といわれる。

◇韓国、1973年の国民総生産を発表

韓国銀行はこのほど、73年のGNPは実質ベースで前年比16.9%増と史上最高の高度成長を達成したと発表した。

これは、鉱工業部門が輸出と設備投資の大幅な拡大から、また建設業および社会間接資本部門が住宅建設の活発化などから、それぞれ著しく増勢を強めたほか、農林水産業部門も米、果実の豊作を背景にまず順調な伸びを示したことによるものである。ちなみに、同年のGNPは名目で4,884十億ウォン(122億米ドル相当)、また1人当りのGNPは151千ウォン(378米ドル相当)となった。

なお韓国政府は、さきごろ「74年経済運営の基本計画」を閣議決定したが、これによれば、石油危機や先進国の景気スローダウンなどを背景に、74年の実質成長率は8%と73年に比べかなりの低下をみるものと見込まれている。

韓国の国民総生産

(前年比増減(△)率・%)

		1971年	1972年	1973年
G N P	総 額	9.2	7.0	16.9
	農 林 水 産 業	3.3	1.7	5.3
	鉱 工 業	16.9	15.0	30.9
	うち 製 造 業	17.7	15.7	31.4
P	建設業および 社会間接資本	6.7	5.9	22.3
	そ の 他	9.8	5.8	12.8
G N E	個人消費支出	10.4	7.0	9.7
	政府の財貨・サービス 経 常 購 入	10.7	4.4	4.6
	国内総固定資本形成	4.7	△ 3.2	32.3
	財貨および用役の輸出 (控除)	20.5	40.1	63.1
E	財貨および用役の輸入	20.4	3.6	42.5

(注) 1970年不変価格による。

◇香港、1974年度予算案およびGNP見通しを発表

香港政庁は2月27日、立法評議会(Legislative Council)に1974年度(74年4月～75年3月)予算案を提出した。

これによると、歳入は56.8億香港ドルと景況伸び悩みから小幅増加(前年度決算見込み比7.6%増)となっている一方、歳出は57.5億香港ドルとインフレ高進などを映じて前年をかなり上回って(同18.9%増)おり、この結果収支じりは、従来の超均衡予算(当初予算で、72年度0.7億香港ドル、73年度3.1億香港ドルの各歳入超)とは様変わりになり0.7億香港ドルの赤字に転じている。なお、財政の黒字累積分は、主として英ポンドに運用されていたため

評価損をこうむり、74年3月末には30.7億香港ドルまで低下が見込まれている(前年同月比1.1億香港ドル減、ピークは72年3月末の38.3億香港ドル)。

歳入、歳出別の特徴、次のとおり。

- (1) 歳入面では、景況伸び悩みなどから税収の増勢スローダウンが見込まれるため、新たな増税・増収措置の実施を余儀なくされ、酒、たばこの物品税、自動車関係諸税、土地家屋税などの引上げを行った(注)。

(注) 引上げの具体例

- イ. ブランデー……標準ビン1本につき4ドル引き上げる。
ロ. たばこ……税率を25%引き上げる。
ハ. 自動車初回登録税……自動車価格の10%から15%に引き上げる。
ニ. 土地家屋税……新界地区の市街地以外の土地家屋税を11%から15%に引き上げる。

- (2) 歳出面では、水道建設費(5.1億香港ドル、前年度当初予算比13.3%増)は工事一段落から比較的小幅増にとどまったものの、72年秋に打ち出した開発福祉重視の方針に沿って住宅関係費(5.8億香港ドル、同108.6%増)、社会福祉費(2.1億香港ドル、同102.0%増)、交通施設費(8.3億香港ドル、同70.8%増)が著増を示しているのをはじめ、教育関係費(10.7億香港ドル、同31.0%増)、法治関係費(5.1億香港ドル、同33.5%増)もかなりの増額をみている。

一方、同政庁は予算案の発表と同時に香港のGDP推計値を公表した。これによると、73年のGDP(名目)は283億香港ドル、前年比約20%増(実質では、前年比8.5%増)と72年(名目で前年比約17%増)をやや上回る増加を示した。また74年度については、石油危機を背景に324億香港ドル(名目同14%増、実質同4%増)とかなりの伸び率低下を見込んでいる。

香港の1974年度予算

(単位・百万香港ドル)

	歳入	歳出	収支じり
1973年度当初予算 (A)	4,722	4,409	313
同決算見込み (B)	5,276	4,833	443
1974年度予算 (C)	5,679	5,747	△ 68
同増加率 $\left(\frac{C}{A}\right)$	20.3%	30.4%	
〃 $\left(\frac{C}{B}\right)$	7.6%	18.9%	
1973年度決算見込みの対前年度決算比増加率	15.0%	25.0%	

◇フィリピン、中央銀行債務証券を発行

1. フィリピン中央銀行は2月6日、金融引締め措置の一環として次のとおり中央銀行債務証券(Central Bank Certificate of Indebtedness)を発行(注)する旨発表した。

(1) 同行は74年中に10億ペソを限度にC B C Iを発行する。

(2) 同行は2月16日に第1回発行(総額2億ペソ、期間5年、年利9%)を行い、第2回(発行規模・条件とも未定)については、納税期明けの5月以降に行う。

2. 本措置は、砂糖、銅、コブラ等一次産品輸出の著伸を主因に、73年中央マナー・サプライの増加テンポ(73年6月末前年同月比+21.8%→73年11月末同+27.2%)が高まり、これがインフレを加速していることから、過剰流動性の吸収を主眼に実施されたものであるが、吸収資金を農業・中小企業部門の優先プロジェクトへ重点融資することを併せねらったといわれている。

(注) 中央銀行の選択的金融調節手段のひとつ。

70年9月にはじめて発行され、銀行、保険会社、個人等が引き受けている。なお、同証券残高は次のとおり。

1970年末	68百万ペソ
71 "	422 "
72 "	958 "
73年11月末	2,239 "

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、2月4日の切下げ(3月号「要録」参照)に続き、3月3日為替レートを1米ドル=575ピアストルから590ピアストルに切り下げた(切下げ率2.5%)。なお、米国援助物資の輸入については、今次切下げに際し特別補助金(注)が1米ドル当り60ピアストル(従来、同85ピアストル)に引き下げられたため、実効為替レートは1米ドル=530ピアストル(従来490ピアストル)となる。

(注) 同国はIMF勧告に基づき、本年1月単一為替レートを採用したが、米国援助物資を低廉な価格で国内供給するため、政府が輸入業者に対し輸入決済時に一定額の資金補助を行うもの。

◇シンガポール、金利引上げ・預託率引下げを発表

シンガポール金融管理庁(The Monetary Authority of Singapore)は3月4日、package of monetary measuresとして、次のとおり預貸金金利の引上げ・特別預託率の引下げを発表、翌日から実施した。

- (1) 措置の内容

イ. 貸出金利の引上げ

商業銀行の最低貸出金利を9%から9.25%に引き上げる。

ロ. 預金金利の引上げ(注1)

	旧	新
普通預金	4.0%	4.25%

定期預金

1 か月もの	4.5%	5.0%
3 〃	6.5	6.5
6 〃	6.75	7.0
9 〃	7.0	7.5
12 〃	7.25	8.0

ただし、1年超ものについては従来どおり預金者との個別交渉にゆだねられる。

ハ、特別預託率の引下げ(注2)

現行5%を0%とする。

(2) 背 景

イ、同国では、昨年来輸入価格の高騰、労働コストの上昇などから消費者物価の急上昇が目だっており(73年第1四半期、前年同期比+9.4%→10~11月、同+33.8%)、加えて本年に入り石油価格高騰によりインフレが一段と高進しようと思込まれているところから、利上げにより貯蓄を促進し非生産的需資を抑制しなければならないこと。

ロ、他方、昨年第3四半期以降、製造業生産の伸び率が鈍化しているほか、輸出も先進国景気スローダウンを映じて伸び悩むものとみられている。こうした状況下、74年の経済成長目標を達成するためには、インフレ抑制策のもたらす金融ひっ迫(financial constraints)をできるだけ和らげる必要があるとされていること。

(注1) 今回引上げは73年4月以来3回目。

(注2) (1) シンガポールのすべての銀行に対し、海外銀行(自国本支店を含む)からのネット負債残高(外貨のシンガポール・ドル転換額)に所要率を乗じた額をMASに預託させる制度。

外資の大幅流入を抑制するため、73年1月に新設されたが、その後変動相場制への移行もあり、73年12月引下げ(9→5%、1月号「要録」参照)が行われた。

(2) 本引下げ措置により生ずる資金は、選択的貸出規制に基づき製造業等の優先部門に配分されることとなっている。

◇フィジー、米ドル・リンクへ移行

1. フィジー政府は2月22日、IMFに対しフィジー・ドルを従来の英ポンド・リンク(1フィジー・ドル=0.53191ポンド)から米ドル・リンクに切り替え、新セントラル・レートを1フィジー・ドル=1.25米ドルに設定する旨通告、同25日から実施した(対米ドル・レートは、本措置実施直前と比較して1.5%の切上げとなる)。

2. 同国は国内消費需要の増大、輸入価格上昇などによるインフレ高進に対処して、73年4月所得政策を導入しその抑制に努めてきた。今次措置は英ポンド相場の低落に伴い輸入価格が一段と上昇をみているほか、英ポンド

相場の変動により米国、豪州等主要貿易相手国との貿易・為替取引が不安定化していることにかんがみ、とられたものとみられている(72年中輸入依存度、英国2割、豪州、ニュージーランド、米国3匡計5割)。

なお、本措置実施直前のフィジー・ドルは、昨年9月の対英ポンド5.3%切上げ(48年11月号「要録」参照)直後に比べ、貿易相手国通貨の加重平均で4%の切下げとなっていた。

共 産 圏 諸 国

◇日・ソ南ヤクート原料炭開発に関する覚書、調印

南ヤクート原料炭開発に関し3月9日、日ソ間(注)で覚書が調印された。その骨子、次のとおり。

- (1) 南ヤクートのネリユングラ鉱床の開発および搬出運送用鉄道(チュリマン・バム間450キロメートル)の建設を日ソ間の協力により行う。
- (2) ソ連は日本に対し、年間550万トンの原料炭を1983年以降16年間供給する。
- (3) 日本はソ連に対し、450百万ドルの信用供与を行う(うち、390百万ドルは機械・建設資材に関する輸銀のバンク・ローン、60百万ドルは消費財<防寒具、日用品を中心>に関する市中銀行の貸付)。

なお、銀行借款の条件、石炭の引取り価格等についての取決めはまだなされておらず、今後の交渉にゆだねられることになっている。

(注) 日ソ間の経済協力は日ソ経済合同委員会において討議・決定されてきており、本プロジェクトの日本側交渉窓口は日ソ経済委員会の石炭委員会である。

なお、現在わが国の大手製鉄メーカーは長期契約でクズネット産原料炭を年間300万トン輸入している。

◇東ドイツ、1974年度経済計画を発表

同国政府は、このほど1974年度(1~12月)の経済計画を発表したが、その概要は以下のとおり。

- (1) 工業生産は、昨年実績並みの目標が策定されている

東ドイツの主要経済指標

(対前年比増加率・%)

	1971年		1972年		1973年		1974年 計 画
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
国民所得	4.9	4.5	4.6	5.4	5.7	5.5	5.4
工業生産	5.6	5.5	5.5	6.3	6.5	6.8	6.7
投 資	不詳	0	2.0	3.0	9.0	8.5	5.3
小売売上高	不詳	3.5	不詳	6.0	6.2	5.9	5.2
貿 易	不詳	6.3	11.2	12.8	14.0	14.0	10.0

が、消費財に重点がおかれ、とりわけ軽工業、ガラス、窯業、化学工業の増産(前年比+10%)が見込まれている。

- (2) 生産性向上(74年計画、前年比+6.0%、昨年実績、同+5.8%)のため、オートメ化を図るとともに西側から積極的な技術導入を企図。
- (3) 設備投資は、既往投資分の稼働待ちのためスローダウンを図るとともに、新規投資の約6割は原燃料部門への集中投資を計画。

◇ポーランド、1974年度経済計画を発表

同国政府は、1971~73年度の経済好調(3か年間の国民所得の年平均増加率8.7%)にかんがみ、74年度(1~12月)については意欲的な目標を設定した。同計画の特色、次のとおり。

- (1) 5か年計画の第4年度である74年中に、5か年計画全体の目標(1975年の1970年に対する国民所得の増加率40%)を達成することになっている。
- (2) 工業生産の重点部門は機械(前年比+15.1%)、化学(同+13.8%)、電気、消費財産業は同+9.7%にとどまっている。また、農業の生産性向上のために化学肥料および農業機械の増産(それぞれ同+6%、+15%)を企図。
- (3) 農業生産については、昨年実績(前年比+8.0%)が同計画(同+2.1%)を大幅に上回ったことにかんがみ、目標を昨年目標よりも引き上げた。
- (4) 投資は軽工業(消費財需給のひっ迫化に対処)および住宅建設を重点に前年比+12.4%(昨年実績同+12.9%)を予定。
- (5) 実質賃金は消費抑制のため、前年比+5.0%と低めに設定(昨年の実績は前年比+8.0%、計画同+6.6%)。
- (6) なお、このような積極的な目標達成のため、政府は①労働不足に対処するための労働力の適正配置、②経営の合理化(新経営組織の導入企業数73年20社→74年

ポーランドの主要経済指標

(対前年比増加率・%)

	1971年 実績	1972年 実績	1973年		1974年 計画
			計画	実績	
国民所得	7.5	9.0	7.9	9.5	9.5
工業生産	8.3	10.8	9.7	11.0	11.1
農業生産	3.7	8.1	2.1	8.0	4.3
投資	7.3	21.5	12.9	12.9	12.4
実質賃金	5.3	6.5	6.6	8.0	5.0
貿易	10.6	10.8	17.0	不詳	不詳

50社)、③原材料の有効使用、などにより労働生産性の向上を図る必要性が一段と高まっているとしている。

◇チェコスロバキア、1974年度経済計画を発表

同国政府はこのほど、1974年度(1~12月)経済計画を発表したが、これによれば昨年実績並みの目標が設定され、引き続き安定成長が図られている。同計画の特色、次のとおり。

- (1) 工業生産の目標は前年比5.8%増と、昨年実績(同+6.5%)より低めに抑えられている。これは経済の非効率率が容易に改善されないためであり、昨年計画未達成に終わった部門(とくに化学工業)を中心に効率運営に注力することとなっている。
- (2) 投資増大に重点がおかれ、電力、化学、建設を中心に前年比9.6%増と従来よりかなり高い目標が設定されている。投資内容別にみると、引き続き生産能力拡大が企図されているほか、労働需給ひっ迫化に対処して省力投資の増加を目指している。
- (3) 農業生産の目標は昨年の実績を勘案し、前年比3.8%増と控え目な目標を設定。
- (4) 社会主義国との貿易が前年比7.6%増となっているのに対し、西側からの輸入は原材料価格の高騰を映じて前年比23%増を見込んでいる。

チェコスロバキアの主要経済指標

(対前年比増加率・%)

	1971年		1972年		1973年		1974年 計画	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
国民所得	5.2	6.0	5.0	5.9	5.0	5.2	5.0	
工業生産	5.9	6.9	5.3	6.4	5.8	6.5	5.8	
農業生産	4.1	2.8	不詳	3.6	4.3	4.0	3.8	
投資	3.9	7.2	不詳	6.0	6.8	不詳	9.6	
小売売上高	5.1	5.2	5.1	5.5	5.5	5.8	5.5	
貿易	輸出	8.0	10.0	4.2	7.4	9.4	不詳	7.6*
	輸入	6.5	8.8	8.6	6.7			

(注) *印は社会主義国向け。

◇ルーマニア、1974年度経済計画を発表

同国政府は、このほど1974年度経済計画(1~12月)を発表したが、その概要は以下のとおり。

- (1) 工業生産の増加目標は、昨年の計画未達成をカバーすべく過去の最高である前年比16.7%増を設定しているが、とりわけ、アルミニウム(同+30%)、化学肥料(同+20%)の増産計画が目だつ。
- (2) 農業生産についても、昨年の不振(計画、前年比+9.0

%、実績、同+4.7%)を取りかえすため前年比21.5%増ときわめて高水準の目標を設定。

(3) この結果、国民所得の目標は前年比14.6%増となり、引き続き意欲的な高度成長路線を堅持。

(4) 貿易についてみると、西側との経済協力の推進、石油製品輸出の進捗などから貿易活発化を計画(対前年比、輸出+43.5%、輸入+38.3%)。

(5) なお、本年度の主要課題の一つとして、内外需要の増大に対応し、国内産油の開発推進および中近東原油の輸入増(同国はコメコン諸国中、ソ連から石油を輸入していない唯一の国)による供給増大を図ることを指摘している。

ルーマニアの主要経済指標

(対前年比増加率・%)

	1971年	1972年	1973年		1974年
	実績	実績	計画	実績	計画
国民所得	12.5	10.0	14.0	9.7	14.6
工業生産	11.5	11.7	16.2	14.5	16.7
農業生産	18.2	9.0	9.0	4.7	21.5
投資	10.8	10.5	7.6	不詳	20.3
小売売上高	9.1	10.0	9.2	不詳	不詳
貿易	8.6	14.0	21.5	17.5	41.3